(TAINS

SERIES TAINS解体新書

被相続人名義の口座等からの資金移動 一預け金返還請求権の存否 ―



······· 依田 孝子[大森]

Tax Accountant Information Network System

はじめに

家族間では、父親名義の預貯金口座 から、妻子名義の預貯金口座へ資金を 振り替えることもありますが、振替資 金やその運用から生じた化体財産の贈 与があったと認められる場合は、相続 開始前3年以内の贈与を除き、父親の 相続財産を構成することはありませ ん。しかし、相続開始前に、相続人が 被相続人名義の預貯金口座から、かっ てに現金を引き出し、振り替えたよう な場合は、預け金返還請求権などとし て相続財産を構成することになりま

今回は、贈与であると認められた裁 決と返還請求権が相続財産になるとさ れた判決をご紹介します。

資金運用とその化体財 産の贈与

平30.8.22公表裁決 (全部取消し) J112-4-06

<事案の概要>

被相続人(平成26年12月相続開始) は、昭和62年6月から平成4年7月ま でに長男(請求人D)の預金口座(本 件預金口座)に、約5,000万円を入金 し、また、請求人口名義で昭和62年6 月までにS社株式を約500万円で購入

この事案は、請求人らが、原処分庁 から、上記の入金資金及び購入資金(本 件資金)に相当する預け金返還請求権 (5,500万円) が相続財産であるなど として、相続税の更正処分等を受けた ことから争われたものです。

<審判所の判断>

審判所では、次のとおり、本件資金 は、その化体財産が過去に被相続人か ら請求人口に贈与により移転している として、相続財産に当たらないと判断 し、更正処分等を取り消しました。

① 資産の帰属を認定するに当たって は、資産の取得の原資を出捐したのは 誰か、その資産の取得を意思決定し、 実際に手続を行ったのは誰であるか、 その管理運用を行っていたのは誰であ るか等や、その名義と実際に管理運用 している者との関係を総合考慮して判 断するのが相当である。

② 平成18年に請求人口がe市勤務と なり被相続人の自宅の隣に建築した自 宅に居住し、本件預金口座の預金通帳 及び届出印をその自宅で自ら管理する ようになるまでの間は、本件資金につ いて、被相続人が管理運用していたも のと認めるのが相当である。

③ 本件資金の管理運用は被相続人が 行っていたほか、本件預金口座及びS 社株式の名義は被相続人の長男である 請求人口であること、本件資金は約 5,500万円と多額であること、被相続 人は多額の財産を有していたこと、被 相続人以外の第三者(請求人口を含 む。)が本件資金の形成に関与したこ とをうかがわせる事情は認められない ことなどからすると、本件資金の原資 は被相続人に帰属する財産であったと みるのが自然である。

④ 本件資金の運用から生じた化体財

産は、化体財産が生じた時点では、被 相続人に帰属していたものと認められ るが、その後、化体財産は相続開始日現 在において請求人口に帰属している。 ⑤ そして、被相続人が平成17年に請 求人口に対して自宅の建築資金として 700万円を贈与していること、請求人 Dが自宅を建築する際、化体財産の一 部である貯金がその建築資金に充てら れていること、請求人口が自宅に居住 するようになった平成18年以降、本件 預金口座の預金通帳及び届出印を請求 人口が自身で管理するようになったこ と、請求人口の資産管理会社の配当金 に係る所得税等の申告状況などを総合 的に考慮すれば、化体財産の帰属は、 平成18年頃に、贈与により請求人口に 移転したものとみるのが相当である。 ⑥ 平成18年頃に化体財産は被相続人

から請求人口に贈与されていたことか

らすれば、そもそも本件資金相当額の 預け金返還請求権は、存在はおろか発 生していたとすらいえない。

相続開始前の現金の 引出し

平30.1.19東京地裁判決 (却下、棄却) Z888-2189 平成30.7.11東京高裁判決(棄却)(上 告・上告受理申立て) Z888-2223

<事案の概要>

甲(原告、控訴人)は、荻窪税務署 長から、相続開始前に被相続人である A名義の各預貯金口座から引き出した 現金のうち甲名義の預金口座に入金し た金員(本件返還請求権)及びその現 金のうち相続開始時点で自宅で保管さ れていた現金(本件現金)はAの相続 財産であるとして、更正処分及び重加 算税等の賦課決定処分を受けました。

これに対して、甲は、相続開始時点 で存在していたA名義の預貯金等は、 甲の父であり、Aの配偶者である亡B (平成19年死亡) の未分割の相続財産 であるとして、更正処分等の取消しを 求めて、本訴に及びました。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、甲 の主張を退けました。

1. 本件返還請求権等の帰属

① 認定事実によれば、各預貯金口座 はいずれもA名義である上、うち2口 座には、一次相続によりAが取得した 財産のほか、A固有の財産である同人 の恩給や年金が入金され、各預貯金口 座には、一次相続以降、A名義の国債 の償還、小切手の発行等に係る入出金 等があり、Aは、入退院を繰り返すよ うになるまで、A名義の各預貯金口座 の通帳及びキャッシュカードを自ら管 理し、かつ、その保管場所は亡B名義 の通帳とは区分されていた。

② これらの事実を総合すれば、相続 の開始時点における各預貯金口座の預 金者ないし貯金者は、Aであると認め

るのが相当であり、これらの口座に係 る預貯金はAに帰属すると認められる。 ③ したがって、Aは、相続開始時点 で、甲に対し、甲がこれらの口座から 出金して甲名義の預金口座に入金した 1,070万円の不当利得に基づく返還請 求権を有していたことが認められ、ま た、甲がこれらの口座から出金して自 宅の金庫内で保管していた3,810万円 の現金はAに帰属していたと認めら れ、いずれもAの相続財産となる。

2. 重加算税の「隠蔽」の存否

① 甲は、Aの相続税申告に当たって はA名義の預貯金を相続財産として申 告をする必要があることを認識しなが ら、相続税課税の対象となるのは相続 開始時のA名義の預貯金であって、そ れ以前にA名義の預貯金から現金を引 き出してしまえば相続税を軽減できる という単純な考えから、相続開始前 に、これらの口座から預貯金残高の大 半を占める現金を引き出し、うち1,070 万円を甲名義の預金口座に入金し、う ち3,810万円を現金のまま自宅の金庫 内で保管して、外形的に本件現金及び 本件返還請求権がAに帰属する財産で あることが判明しにくい状態を作出し たのである。

② これらの一連の行為は、故意に課 税標準等又は税額等の計算の基礎とな る事実の一部を隠す行為であるという べきであり、したがって、国税通則法 68条《重加算税》 1 項所定の「隠蔽」 に該当する行為であると認められる。 ③ したがって、重加算税の賦課決定 処分に、国税通則法68条1項が規定す る賦課要件を欠く違法はない。

おわりに

TAINSで、上記の裁決・判決を検 索する場合の「検索ワード」は、「返 還請求権」「資産の帰属」です。

TAINSの入会に関するお問い合 わせは、データベース事務局へ TEL 03(5496)1195





ACELINK NX-Pro 検索



MJSなら顧問先様の消費税改正対策も万全!

- ●消費税の複数税率・軽減税率への対応
- 「軽減税率対策補助金」対象[®]
- 2019年5月の新元号にも対応

MJSLINKHE Galileopt

